



平成23年5月13日

各位

会社名 前澤給装工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 武壽
(コード番号: 6485 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営管理本部経理部長
前田 近
(TEL 03-3716-1512)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年6月28日開催の当社第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」について、平成23年6月28日開催予定の当社第55期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、本定時株主総会におけるご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合に継続し、その有効期間は平成26年6月30日までに開催される第58期定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本プランは一部文言の修正等を行っておりますが、実質的に本プランの内容を変更するものではありません。

1. 継続の必要性

現行の本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、買収防衛策に関する議論の進展など近時のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上するうえで本プランの重要性に変わりはないと判断し、本定時株主総会に本プランの継続を諮るものです。

2. 継続に伴う変更内容について

平成22年6月28日以降に発生した事実に関するデータを最新情報として反映させております。なお、本プランの有効期間を3年といたしました。

本プランの継続については、本日開催の取締役会に出席した取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、出席した監査役全員が本プランの継続に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大量買付行為に関する打診、申入れ等は一切ございません。平成23年3月31日現在における当社大株主の状況は、後掲参考資料「大株主の状況等」の通りです。

本プランの具体的内容については、下記をご参照下さい。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付行為（下記Ⅱ－２－(3)－①に定義されます。）が行われる場合において、その買付に応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、真に会社経営に参画する意思が無いにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付など、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益は、下記2で述べるとおり、①個々の従業員（特に熟練工）の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、②充実した安全管理・品質管理体制に基づく製品および製造工程の品質の確保、③全国のお客様との地域に密着した営業力と信頼関係に基づくブランド力、④お客様の利便性・安全性を向上させるための製品開発力、⑤役員・従業員が一体となった経営体制、並びに仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めております。しかしながら、突然に大量買付行為がなされる場合には、かかる買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付行為を行なおうとする者（以下「大量買付者」といいます。）が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の当該買付行為に対する意見等の開示が、株主の皆様がその買付行為に応じるか否かの判断をするうえで、重要な判断材料になるものと考えております。また、大量買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大量買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様が当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和32年1月の設立以来、長年蓄積した高度な技術力とブランド力を基礎として、給水装置業界のリーディングカンパニーとして企業価値を向上させてまいりました。

給水装置業界のリーディングカンパニーとしての当社の企業価値の源泉は、①熟練工をはじめとした個々の従業員の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、②水道というライフ

ラインを支えるための、充実した安全性管理・品質管理体制に基づく製品および製造工程の品質の確保、③国内26箇所の営業所を起点に、全国の水道事業体・管材商社・管材卸・水道工事業者の皆様との営業力と信頼関係に基づくブランド力、④お客様の要望・声に常に耳を傾け、施工の利便性・安全性を向上させるための製品開発力、⑤役員・従業員が一体となった経営体制にあります。

まず物づくりの面では、当社は給水装置などの製造に必要な、鋳型用の金型製造、鋳造、さらに切削加工、組立、検査といった一連の設備群を有し、かつては職人の勘のみに依拠した工程・ノウハウを極力数値化し、新鋭設備での生産に置き換えながら常に新しい技術へ挑戦する事によって、技術の蓄積・伝承、人材の育成を図っています。その結果として、鉛フリー製品、ステンレス製製品や、架橋ポリエチレン管をはじめとした住宅分野製品などが生まれてきました。当社がこれらの製造過程での高度な技術や技能を維持し、より高めていくには、熟練工から若手従業員への技術継承が極めて重要であります。その為、当社では製品の生産・開発に関わる専門技術および知識の伝承を目的に、平成17年より“マイスター制度”を導入し、技術・知識の継承に努めております。

次に、この物づくりを進める原動力として、お客様のニーズに的確に対応する営業と製造の連携があります。当社は国内26箇所の営業所を起点に全国の約2,000に及ぶ水道事業体のほとんどから認証を取得しております。かつて水道事業体の検査基準があった時代に、全国の水道事業体を個別に訪問し、個々の要望・仕様にあった製品を開発し認証をいただき、管材商社等を通じて販売する事で業績を伸ばしてまいりました。時代は自己認証の時代となりましたが、お客様の要望・ニーズを細かく把握し、それを逸早く製品化するために営業部門と製造部門が緊密に連携するという当社の強みは、現在も脈々と受け継がれております。平成の大合併により多くの広域水道事業体が誕生しました。当社は合併前のほとんどの事業体と取引があり、個々に異なる給水装置の仕様共通化に向けた提案が行える強みがあり、その提案を元に素早く製品化する能力があります。

また、人々が口にし、生活に欠かすことの出来ない「水」に関連する製品の性質上、製品およびその製造工程の安全性確保・品質管理と安定供給の体制が確保されなければ、水道利用者・取引先等に損害を生ぜしめ、当社の社会的信頼度が著しく低下するとともに当社の企業価値も大きく毀損されることになります。従って、短期的な利益の追求のみに止まることなく、充実した安全性管理・品質管理体制の下で製造・供給責任を全うすることが、中長期的な観点から当社の企業価値を向上させていく上で必要不可欠です。

当社は設立以来、人々が必要とする「水」の安心・安定供給に資することを使命とし、真摯に物づくりに向き合い安全で高品質な製品を供給し続けること、全国の営業所員や開発部員がお客様から頂戴する要望・ニーズに迅速かつ適切に一体となってお応えする総合力によって、お客様からの信頼を獲得してまいりました。このお客様の信頼に裏打ちされた営業力と、お客様のニーズを素早く具体化し多品種少量生産にも対応できる製造力とが表裏一体となって進む総合力こそが当社の特色であり、企業価値の源泉であります。

3. 企業価値向上のための取組み

平成3年6月、水道行政は普及から水質やサービスの向上へと大きく変化しました。

当社はこの変化への対応と、鋳造製品の生産リードタイムの大幅な短縮を目指し平成6年6月福島工場を完成させ、直結給水実験塔での研究・実験による新製品開発を行うとともに、最新の鋳造生産設備、完成品の自動管理システムの導入など生産性の向上に努めてまいりました。更に、平成15年9月に中国の江西省南昌市に海外生産拠点を稼働させる一方で、平成16年には埼玉工場と福島工場の統合・再配分を実施し、国内の生産体制の一元化と同時に物流体制の大幅な見直しを行い生産性の向上・コストの削減に努め、企業価値の向上を図ってまいりました。

製品面では、従来の埋設品に加え、平成5年に給水・給湯用さや管ヘッダーシステム“QUMEX”を発表し、屋内配管設備分野への進出を果たしました。また、平成14年に“QUMEX”製品の延長として開発された床暖房温水マットは、大手ガス会社に採用されるなど次第に需要が増加してきております。また、給水装置分野の市場拡大を目指し、水道メータの生産・販売を開始しましたが、量産体制を可能とするための自己認証の資格（水道メーター第一類）を平成21年6月に取得しました。これにより水道メータ関連製品の売上増加が期待されております。

材質面では、銅合金製に加えステンレス製製品・樹脂製製品の進展が進んでおり、当社は鋳型用の金型製造、鋳造、切削加工等の高度な技術力を更に向上させると同時に、ますます高まる利便性・軽量化・新素材対応等へのニーズに積極的に応えていくために、最新鋭加工機の導入やステンレス・樹脂等新素材への取組みを強化しており、今後もそれらの各種樹脂や金属材料に対応した金型の設計技術をはじめ、成型・鋳造・加工・組立・検査などの総合的な生産技術開発に向け投資してまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来よりア) 効率的な生産体制の構築、イ) 物流効率化による配送コストの削減、ウ) 成長分野への営業強化と開発投資、を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取り組んでまいります。また近時の経営環境を踏まえ、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値向上させる諸施策を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し持続的に向上させていくために必要不可欠と考えております。中でも、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、平成16年6月には執行役員制度を導入し「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離して取締役の経営責任を明確にするとともに、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年といたしました。

また、当社は、現在の監査役4名中3名を独立性の高い社外監査役としており、監査役機能の強化を図ると同時に、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、上記Iに記載した基本方針等に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われた際には、

- ・株主の皆様が、当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、
- ・当社取締役会が株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすること、
- ・一定の場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相応な

処置をとること、
が必要不可欠であると判断してまいりましたし、現在もこの判断は変わっておりません。
そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランの継続を行うことを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗処置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。なお、新株予約権の無償割当ての実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会（その内容については、下記2-（3）-④をご参照下さい。）に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動する事が適切と判断された場合には、当該その他の対抗処置が用いられる事もあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、イ）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ）当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の概要については、下記「(4) 本新株予約権無償割当ての概要」をご参照下さい。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの継続の手続 — 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様意思を適切に反映するため、本定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗処置の発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のイ）もしくはロ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗処置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株式等*1について、保有者*2の株式等保有割合*3が20%以上となる買付

ロ）当社が発行者である株式等*4について、公開買付*5に係る株式等の株式等所有割合*6およびその特別関係者*7の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

*1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

- * 2 : 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 3 : 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株式等保有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 4 : 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株式等をいいます。②において同じとします。
- * 5 : 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 6 : 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株式等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 7 : 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

② 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれの下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供された情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供いただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領またはその後の追加情報受領の日の翌日より10日以内に行うこととします。

- a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株式等の数、ならびに買付提案書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社の株式等の取引状況
- c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要
- e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。））の具体的名称、

調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g) 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針
- h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下「情報開示」といいます。）を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付による当社株式等の大量買付者に対しては、本必要情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付に関する質問を行うことがあります。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の(i)または(ii)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式等を対象とする買付の場合には60日以内

(ii) その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとします。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗処置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置する事といたします。

独立委員会は、3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

⑤ 対抗処置の発動の手続

当社取締役会が対抗処置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗処置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗処置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗処置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗処置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗処置の発動の是非を、取締役会評価期間の終了時まで判断するものとします。

⑥ 対抗処置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗処置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗処置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付

行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗処置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買付等である場合
- (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付等である場合
- (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
- (e) 当社の株式等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買付等である場合
- (f) 最初の買付で全株式等の買付の申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付を行うなど、株主に株式等の売却を事実上強要する恐れがある買付である場合
- (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (i) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合
 - i) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - ii) 当該時点で対抗処置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することが出来ないおそれがある場合

⑦ 当社取締役会による対抗処置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ーイ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗処置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗処置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗処置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗処置の実施または中止に関する決定を行うことが出来ます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当ての概要

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することが出来ないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することが出来ます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗処置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗処置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、本定時株主総会または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、本定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成23年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株

主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅱ－1に記載のとおり、当社株式等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記Ⅱ－2－(5)にて記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗処置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗処置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記Ⅱ－2－(3)－④記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗処置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅱ－2－(3)－⑤および⑥に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、上記Ⅱ－2－(3)－③および⑤に記載したとおり、大量買付者が出

現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ－２－(5)にて記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

4. 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗処置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)－②に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権

の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

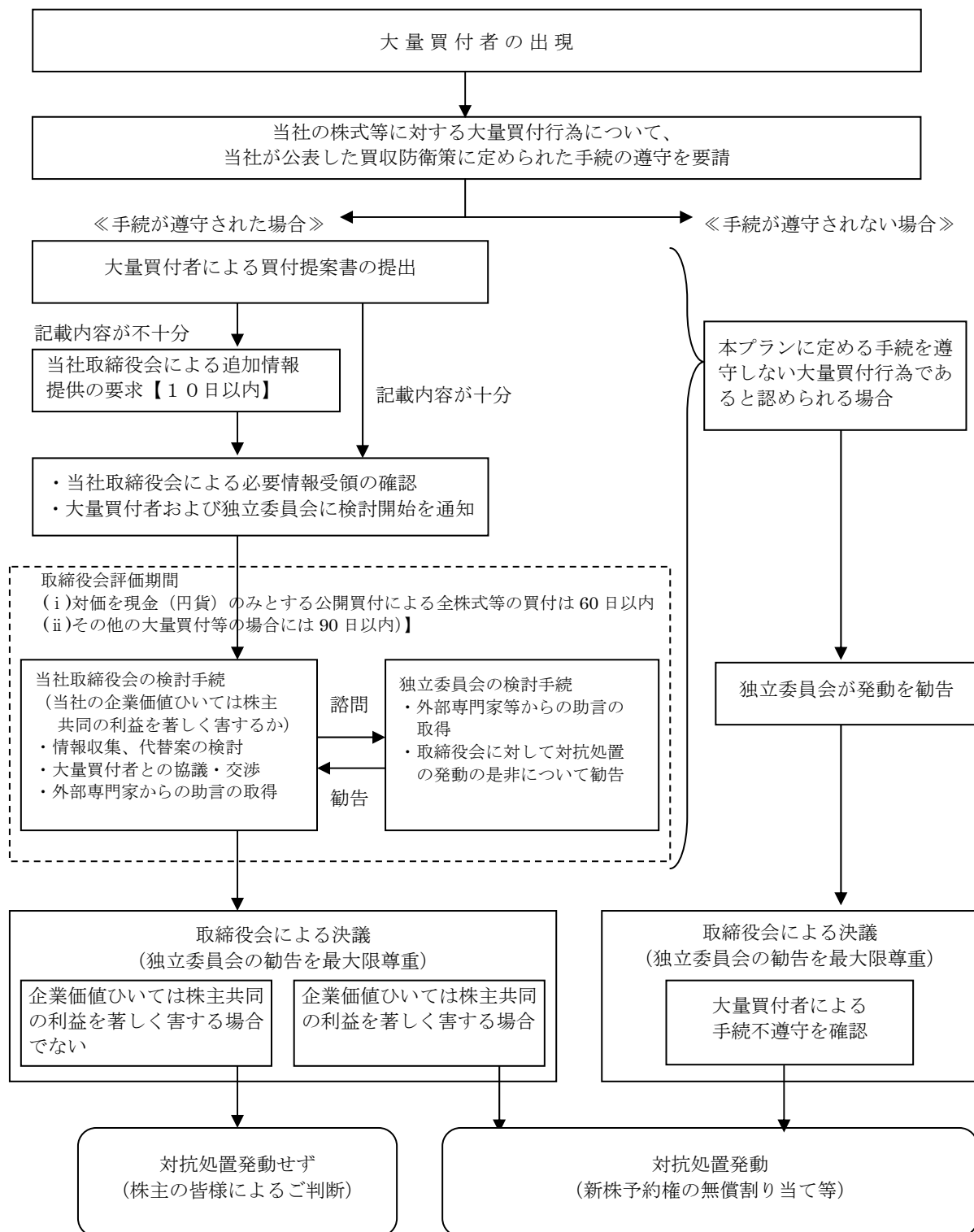
本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することが出来ませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(別紙1) 本プランの概要図



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

(別紙2) 前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

1. 新株予約権の内容および数

下記Ⅱに記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当決議（以下「新株予約権無償割当決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の保有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

3. 新株予約権の無償割り当ての効力発生日

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。

Ⅱ. 新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、金1円とします。

3. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、下記7-(2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することは出来ない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) ①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①ないし④に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- a. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含む。）で、当該株式等に係る株式保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

- b. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)。
 - c. 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって、当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行なった者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株式等の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
 - d. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - e. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、下記の①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
 - ② 当社を支配する意図がなく上記(1)-a. の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記(1)-a. の特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記(1)-a. の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(1)-a. の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除く。)。
 - ④ その者が当社の株式等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(上記(1)-a. ないしd. に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)。
- (3) 新株予約権は、当社に対し、自らが上記(1)記載のa. ないしd. のいずれにも該当せず、かつ、上記(1)-a. ないしd. に該当するものために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座(特別口座を除く。)等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することが出来るものとする。
- (4) 新株予約権を有する者が本4項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
7. 当社による新株予約権の取得
 - (1) 当社は、上記3項に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記4-(1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
8. 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が決定する。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
10. 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成23年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

(別紙3)

独立委員会 委員の氏名および略歴

幣原 廣（しではら ひろし）

【略歴】

昭和24年 5月生まれ
昭和57年 4月 弁護士登録
平成 3年10月 銀座東法律事務所開設 (現任)
平成11年 4月 第二東京弁護士会副会長 (～平成12年 3月)
平成14年 4月 日本弁護士連合会事務次長 (～平成15年 3月)
平成19年 6月 当社社外監査役に就任 (現任)

佐藤 弘（さとう ひろし）

【略歴】

昭和14年12月生まれ
昭和33年 4月 株式会社協和銀行
(現 株式会社りそな銀行) 入行
平成 3年 6月 あさひ銀事務サービス株式会社
(現 りそなビジネスサービス株式会社)
常務取締役役に就任
平成 6年 6月 代表取締役専務 (～平成13年12月)
平成12年 6月 当社社外監査役に就任 (～平成19年 6月)
平成19年 2月 株式会社アロイ 監査役 (～平成23年 3月)

植田寛重（うえだ ひろしげ）

【略歴】

昭和23年10月生まれ
昭和43年 4月 大阪国税局 入局
平成20年 7月 大阪国税局総務部主任税務相談官
平成20年 9月 税理士登録
平成20年 9月 植田寛重税理士事務所開設 (現任)

尚、上記3氏と当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。
また、幣原 廣 氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める
独立役員であります。

以上

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の社外監査役および以下の条件を満たした者（以下「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社の間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となったことがない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行なう。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決定し、その決議の内容を理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行なうにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定、ならびに対抗処置の実施または不実施
- ③ 対抗処置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

第7条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

以上

(参考)

大株主の状況等

1. 大株主の状況

氏名または名称	平成 23 年 3 月 31 日現在 当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率(%)
前澤給装工業従業員持株会	753	6.25
前澤工業株式会社	624	5.18
前澤化成工業株式会社	624	5.18
ザバンクオブニューヨークノントリーテイー ジヤスデツクアカウント	539	4.48
株式会社りそな銀行	500	4.15
株式会社三井住友銀行	500	4.15
ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー 505420	490	4.07
日本生命保険相互会社	316	2.62
第一生命保険株式会社	288	2.39
株式会社みずほ銀行	250	2.07
三菱UFJ信託銀行株式会社	250	2.07
計	5,134	42.66

(注 1) 上記のほかに、当社は自己株式 3,971,470 株を保有しております。

(注 2) 持株比率は、発行済株式の総数 (16,005,600 株) から自己株式数を除いた株式数 (12,034,130 株) を基準に算出しております。

(注 3) 当社は、平成 23 年 4 月 28 日に開催いたしました取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しております。自己株式の消却内容は次のとおりであります。

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式 (2) 消却する株式の数 3,505,600 株

(3) 消却実施日 平成 23 年 5 月 13 日

2. 所有者別状況

	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	29	14	71	69	1	5,226	5,410	－
所有株式数（単元）	－	30,231	235	27,714	17,396	1	84,455	160,032	2,400
所有株式数の割合(%)	－	18.89	0.15	17.32	10.87	0.00	52.77	100.00	－

(注) 自己株式 3,971,470 株は「個人その他」に 39,714 単元及び「単元未満株式の状況」に 70 株含めて記載しております。